

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障経費について

消費税が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、地方消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

令和2年度における社会保障施策経費への充当状況（当初予算）については、下記のとおりです。

(歳入)	・地方消費税交付金（社会保障財源化分）	32,546	千円
(歳出)	・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	189,452	千円

### 【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(道)支出金	町債	その他	うち地方消費税交付金充当分		
社会福祉	重度障害者等タクシー料金助成	210				210	100
	重度心身障害者医療給付費	12,500	5,500		1,500	5,500	2,632
	障害者自立支援給付費	144,956	105,636			39,320	18,815
	障害者自立支援医療給付費	4,146	3,109			1,037	496
	障害児入所給付費等負担金	3,871	2,902			969	464
	地域生活支援事業（日常生活用具）	2,130	623			1,507	721
	老人保護措置費	21,639			2,167	19,472	9,318
合計	189,452	117,770	0	3,667	68,015	32,546	

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、各事業の一般財源の比率に応じて按分し充当している。